

# 森林・林業基本計画の変更について

林	野	庁	企	画	課
事務次官等会議				9月7日(木)	
閣			議		9月8日(金)
農	林	水	産	省	・
環	境	省	共	同	請
議					

## 1. 趣旨

森林・林業基本計画（以下「基本計画」という。）は、森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条の規定に基づき、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、おおむね5年ごとに見直すこととされている。

このため、今般、平成13年10月に閣議決定された現行基本計画を変更するものである。

## 2. 内容

基本計画には、施策についての基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を規定することとされており、その主な内容は、以下のとおり。

### 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針

利用可能な資源の充実、森林に対するニーズの多様化、木材の需要構造の変化と新たな動き等を踏まえ、

- ① 充実しつつある森林資源を活かしつつ、より長期的視点に立って緑の社会資本である森林づくりを推進する。
- ② 国産材の利用拡大を軸として林業・木材産業を再生し、国産材の復活を目指す。

### 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標

- ・ 森林所有者等の森林の整備や保全、林業、木材産業の事業活動等の指針とするため、「森林の有する多面的機能の発揮」と「林産物の供給及び利用」の目標を設定。
- ・ 「森林の有する多面的機能の発揮」の目標については、10年後（平成27年）、20年後（平成37年）の森林の状態を多面的機能の発揮の目標として提示。
- ・ 「林産物の供給及び利用」の目標については、総需要量を9,100万 $m^3$ と見通し、望ましい森林整備を通じて産出される10年後（平成27年）の国産材の供給量（2,300万 $m^3$ ）及び製材等の用途別の利用量を目標として提示。

## **森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策**

### **1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策**

天然力を活用した広葉樹林化や伐期の長期化による多様で健全な森林への誘導、流域全体を保全するための効果的な治山対策等を推進。

- ① 広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導
- ② 低コスト・高効率の作業システムの整備・普及
- ③ 効果的な花粉発生抑制対策の推進
- ④ 国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進
- ⑤ 森林病虫害や野生鳥獣による森林被害対策の推進
- ⑥ 森林を支える山村の活性化
- ⑦ 企業等による森林づくり活動の促進
- ⑧ 森林環境教育等の充実
- ⑨ 違法伐採対策の推進

### **2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策**

林業事業者による施業内容やコストを明示する提案型施業の普及・定着、若者の林業就業に必要な技能・技術を付与するための研修等の推進。

- ① 林業経営の規模の拡大
- ② 若年層を中心とした就業者の確保・育成
- ③ 林業生産組織の活動の促進

### **3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策**

木材の需要構造の変化に対応するための民有林・国有林を通じた木材の生産・加工・流通の一体的な体制整備、木材利用に関する教育活動等による木材利用の推進。

- ① 木材の安定供給体制の整備
- ② 製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中
- ③ 消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化
- ④ 企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及
- ⑤ 海外市場の積極的拡大
- ⑥ 木質バイオマスの総合的利用の推進

### **4 国有林野の管理及び経営に関する施策**

国有林野の特性を活かしつつ、民有林の関係者と一層の連携を推進。

## **森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項**

施策の推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示した工程表の策定と的確な管理 等